

第12期滋賀県地球温暖化防止活動推進員募集要領

1 趣 旨

地球温暖化を防止するためには、行政や事業者のみならず、私たち県民一人ひとりが現在のライフスタイルを見直していかなければなりません。

本県では、県内各地域で地球温暖化防止に向けた普及啓発活動を展開するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、以下「温暖化対策法」という。）に基づき、平成12年10月から地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有し、ボランティアとして活動できる方に「滋賀県地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）を委嘱しています。

このたび、第11期推進員の任期が令和4年3月末をもって終了するため、第12期の推進員として、新たに地域で地球温暖化防止活動の推進に率先して取り組んでいただける方を募集します。

2 応募要件等

次に掲げる要件をいずれも満たす方

- ・令和4年4月1日時点で、満18歳以上の方
- ・地球温暖化防止に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する方
- ・滋賀県内で、出前講座など地球温暖化防止に関する普及啓発活動を積極的に実施していただける方

※滋賀県内で活動できる方であれば、居住地などは問いません。

※満18歳以上であれば学生の方も参加できます。

3 募集人数

100名程度

4 募集期間

令和3年12月20日（月）から令和4年2月21日（月）まで

5 委嘱期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

6 主な活動内容

- ・出前講座や環境イベント等での地球温暖化対策の推進を図るための普及啓発活動の実施。
- ・効果的な普及啓発活動を行うためのプログラム等の企画立案、調査研究。
- ・温室効果ガスの排出の抑制等のために県、市町、滋賀県地球温暖化防止活動推進センター※（以下「推進センター」という。）が行う施策の推進に対する協力。
- ・県民に対する温暖化問題および対策に関する情報提供、助言など。

※推進センター

「温暖化対策法」第38条に基づき県が指定する、地球温暖化対策に関する普及啓発を実施する機関。

7 留意事項

- ・滋賀県地球温暖化防止活動推進員は、温暖化対策法第37条を根拠とし、滋賀県地球温暖化防止活動推進員設置要綱に基づき滋賀県知事が委嘱します。
- ・推進員には、年度末に活動報告書を提出していただきます。（A4用紙1枚程度）
- ・推進員は、ボランティアとして活動していただきます。（予算の範囲内で、若干の活動助成金を支給する予定です。）
- ・推進センター主催の出前講座や普及啓発活動については、概ね年間3回以上従事していただくようお願いします。

- ・ 推進員として委嘱した後、活動に必要な情報をお伝えする研修会を実施する予定ですので、積極的に参加いただくようお願いします。

8 応募方法

滋賀県ホームページ「しがネット受付サービス (<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/21cg00030102>)」よりお申込みいただくか、別に定める応募用紙に所定事項を記入し、滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課へ郵送、FAX、持参またはメールにて提出してください。

(令和4年2月21日必着)

【応募用紙の提出先・問い合わせ先】

郵送・持参：〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

TEL：077-528-3091 FAX：077-528-4808

メール：cg02@pref.shiga.lg.jp

9 推進員の選考方法等

- ・ 選考は、応募書類の審査等により行います。
- ・ 選考に当たっては応募用紙に記載いただいた内容から、環境に関する活動の実績、推進員活動についての意欲を評価します。
- ・ 現在活動いただいている推進員の方も応募できます。なお、現在活動いただいている推進員の方については、活動状況等も参考とさせていただきます。
- ・ 令和4年3月下旬までに応募者に結果を通知します。

10 個人情報の取扱について

応募用紙に記載いただいた個人情報のうち、推進員として委嘱することとなった方の氏名、住所、年齢、電話番号、ファックス番号、携帯電話番号、メールアドレスにつきましては、事業活動を進めるうえで必要に応じて、推進センターや市町の温暖化対策事業担当課または他の推進員の方に情報を提供させていただく場合がありますのでご了承ください。

なお、各推進員の個人情報については、それぞれの機関等において厳重に管理し、上記以外の目的で使用することはありません。

(参考)

これまでの推進員活動例等

- ・ 小中学校、自治会等での出前講座の講師やアシスタント
(講座例)
 - 省エネ・節電講座
 - 温暖化防止講座
 - びわ湖環境学習
 - 子ども体験環境学習会
- ・ 啓発活動や出前講座で使用する教材の開発・作成・補修等
 - 学校授業用の新プログラムの作成
 - 火おこし、雲を発生させる器具等の作成
 - 動画、パワーポイント資料等の作成
- ・ 環境イベントなどでの普及啓発活動
(活動例)
 - アンケート調査、温暖化防止のグッズ・チラシ配布、パネル説明、うちエコ診断の実施
(イベント例)
 - 各市町環境イベント
 - 消費生活フェスタ